２０２４年８月２3日

　　大阪府知事

　　　吉村　洋文　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪府職員労働組合

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　執行委員長　小松　康則

**「フレックスタイム制度の見直しについて」提案に対する**

**府職労の回答と見解について**

２０２４年７月２６日に提案のあった「フレックスタイム制度の見直しについて」に対し、府職労は８月１５日に、冷房運転時間等に関する「緊急要求書」を提出し、８月２０日には団体交渉を行い、職場の実態にもとづき追及しました。

　府職労は、フレックスタイム制度の導入にあたっては、①快適な職場環境の確保、②慢性的な長時間労働の解消、③増え続ける欠員の補充を前提条件とするよう求めてきました。

　交渉を通じて、冷房運転時間に関して「職員の快適な執務環境を確保する観点からは、更なる延長が必要であると認識しており、来年度以降の空調設備の委託拡大にあわせて検討したい」など、前向きな姿勢は示されたものの、私たちの要求には応えておらず、大きな不満が残るものです。

　「フレックスタイム制度の見直しについて」提案については、「職員の多様な働き方が実現できる環境整備を行う」との主旨を踏まえ、やむを得ないものと判断します。

引き続き、①快適な職場環境の確保(冷暖房運転時間・時期の拡大)、②慢性的な長時間労働の解消、休憩時間や年休等の完全消化ができるよう業務量に応じた職員増、適切な勤務時間管理を徹底し、不払い・サービス残業が起こらないよう周知・徹底、③増え続ける欠員の補充、代替職員・非常勤職員の配置等をはじめとする労働条件の改善を早急に行うよう求めます。

とりわけ、冷房運転時間の拡大は、職員の命や健康にかかわる重大な問題であり、一刻も早く対応するよう重ねて強く求めます。

また、「緊急要求書」に対する回答でも示されているように「職員の希望がない場合には、フレックスタイム制度の利用を求めることはあってはならない旨、引き続き運用の手引き等において注意喚起」することを求めます。

以　上